

京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例（令和8年6月11日京都市条例第 9 号）（保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課）

理容所以外の場所において業を行うことができる場合について、規定を整備することとしました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年6月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 9 号

京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)